

商品の概要

商品名	「ロングドリームプラス（米ドル建）」					
引受保険会社	日本生命保険相互会社					
<p>○金利情勢に応じて積立利率を定め、その利率を10年ごとに更改し積立金を増加させる米ドル建の終身保険です。</p> <p>○積立金は積立利率によって複利運用されるため、一生涯増加します。</p> <p>○万一のときにはあらかじめご指定いただいた死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いします。また、事故等の所定の災害で亡くなられた場合は、死亡保険金額に基本保険金額の20%を上乗せした災害死亡保険金をお支払いします。</p> <p>○職業の告知で申込みが可能です。</p> <p>※このご案内は商品の概要を説明したものです。ご検討に際しては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「例表または提案書」「ご契約のしおり - 約款」を必ずご覧ください。</p> <p>※「ロングドリームプラス（米ドル建）」は日本生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金とは異なり、元本保証はありません。</p> <p><ご加入にあたってご留意いただきたいこと></p> <p>1. お客様にご負担いただく諸費用等をご確認ください。</p> <p>この保険のお客様にご負担いただく諸費用等は「ご契約締結時の費用」と「保険期間中の費用」の合計額です。また、特定のお客様には「年金支払期間中の費用」と「米ドル通貨で契約を締結することで生じる費用」等がかかります。</p> <p>○ご契約締結時の費用</p> <p>契約の締結に必要な費用であり、一時払保険料に右記割合を乗じた金額が差引かれます。</p> <table border="1" data-bbox="1043 1415 1366 1516"> <tr> <td>一時払保険料からの控除率</td> </tr> <tr> <td>7%</td> </tr> </table> <p>○保険期間中の費用</p> <p>契約の維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を最低保証するために必要な費用であり、あらかじめ保険契約関係費率等を控除したうえで積立利率を定めております。現在の積立利率につきましては、「例表または提案書」をご確認ください。</p> <p>○年金支払期間中の費用（年金特約・解約払戻金の年金特約を付加する場合）</p> <p>次の費用を控除したうえで年金額は計算されます。</p> <p>第1回年金支払日以降、年1回の年金支払日に責任準備金から控除します。</p> <table border="1" data-bbox="1005 1874 1366 1975"> <tr> <td>年金支払期間中の費用</td> </tr> <tr> <td>支払年金額に対して・・・1%</td> </tr> </table>			一時払保険料からの控除率	7%	年金支払期間中の費用	支払年金額に対して・・・1%
一時払保険料からの控除率						
7%						
年金支払期間中の費用						
支払年金額に対して・・・1%						

○米ドル通貨で契約を締結することで生じる費用

一時払保険料のお払込みの際や、(災害)死亡保険金、解約払戻金のお受取りを米ドル通貨で行う際、送金手数料、引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

円入金特約および円支払特約を適用する場合、日本生命所定の為替レートを適用します。

日本生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客様の負担となります。

項目	日本生命所定の為替レート (平成26年7月時点)
円入金特約を適用して保険料を払込む場合	T T M + 6 0 銭
円支払特約を適用して(災害)死亡保険金、解約払戻金を受取る場合	T T M - 6 0 銭

2. 解約時の市場金利によって、損失が生じることがあります。

○この保険は、積立金をアメリカ合衆国国債等を中心に運用し、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金に反映させております。一般に国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると増加します。したがって、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

3. 為替レートの変動によって、損失が生じることがあります。

○為替レートは日々変動していますので、(災害)死亡保険金、解約払戻金をお支払時の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や(災害)死亡保険金、解約払戻金の金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

※このニュースリリースは商品の概要を説明したもので、保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」等をご覧ください。